

土地改良区からのお願い

限られた水を有効に利用しましょう

1. まちやば管内の用水期間は **5月6日**から**9月25日**まで

※地区ごとに用水状況が異なりますので、詳細は各地区役員・総代にお尋ねください。
ご協力をお願いします。

※用水を流す時には、裏作（小麦田等）には充分注意し通水しましょう。

※取水計画については、水利権更新協議が整い次第お知らせいたします。

2. かけ流しを絶対になくし、**用水の節約に努めましょう**

※現在、農林水産省と国土交通省が水利権協議をしています。農地の減少から地域への用水量が減ることは免れません。

※限られた水を有効に利用するために、各農家の協力が不可欠です。

※超過取水等の水利権違反が発覚すると、待矢場両堰土地改良区管内全域で取水停止等の罰則を受けることになります。

3. **適正な水門、堰板の管理をしましょう**

※地域全体を考慮した、適正な水門・堰板の管理をお願いします。

下流でも用水を必要としています。

※近年、集中豪雨による溢水被害が多発しています。気象情報等に注意し、水門等の管理をお願いします。

農地を異動した場合は、 届出を忘れずをお願いします！

（詳細は、6ページをご覧ください）

土地改良区への届出がない限り、前年度同様に賦課されてしまいますので、ご注意ください。

届出は、毎年3月31日までにお願いします。届出用紙が必要な場合は、土地改良区（0276-33-7181）までご連絡ください。各農協の窓口にもご用意しています。

廃棄物の不法投棄や不法焼却と思われる現場を確認したら、情報提供をお願いします。

〔不審な行為に対する通報・問合せ先〕

ハイ ゴミ 通報
0120-81-5324

（群馬県産廃物・リサイクル課内）

お
く
や
み

ここに生前のご功績に対し深甚なる敬意と感謝を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。

総代 栗原 一郎 様 平成28年1月ご逝去

前総代 島野 清 様 平成27年7月ご逝去

前総代 高野 哲郎 様 平成27年4月ご逝去